

教育委員会の点検・評価結果報告書(案)(令和6年度 自己評価)に対する委員からの意見及び回答

令和 7 年 6 月 23 日（月） 【差し替え No.12の回答追記】
第 2 回茅ヶ崎市教育基本計画審議会 資料 2

No.	政策	頁	点検・評価報告書内 対象部分	意見	回答	関係課
1	1	6,7	1. 自己評価 ○各施策の取り組みと効果を 総括 2. 指標の推移	「2 指標の推移」で小 6 では積極的な回答の減少傾向が見られるが、具体的な対策は考えていますか。	調査全体の傾向として、令和 2 年度の積極的な肯定の回答数値が高い調査項目が多く見られる状況にあります。 これは、コロナ禍で臨時休業を余儀なくされ、登校再開後に児童・生徒の「学校への期待や学ぶことの喜び」が非常に高まったことに起因していると考えられます。また、指標としている調査項目の積極的な肯定の回答については、令和 3 年度以降、徐々にコロナ禍以前の水準に戻りつつある状況です。 一方、学習意欲に関する指標①②の小学校 6 年生の回答結果につきまして、令和 3 年度以降の 4 か年と、それ以前の平成 2 9 年度以降の 4 か年を比較すると、否定的な回答 2 項目が、質問①では約 3 ポイント、質問②では約 5 ポイント増加している状況となっており、今後も注視する必要があります。 こうした状況について、これまで学校と教育委員会が連携して授業改善や学習環境の整備に取り組んできたことを着実に進めていくことが肝要であると考えています。 授業改善の一例として、授業研究を中軸に据えた校内研究の活性化、実践を共有するための学校間交流の促進などが挙げられます。 また、人財育成の視点から、教育センターでの市主催の研修について、初任者から 3 年経験者を対象とするファーストキャリアステージ研修内容の見直しや、近年採用数が増加している臨時的任用職員研修の強化も図っているところで す。 このように、教員の意識改善と不断の努力が児童・生徒の学習意欲を支えるものと捉えています。	教育センター
2	1	6	1. 自己評価 ○課題と今後の方向性	同じ学校内に通常の学級と特別支援学級がある場合、そこに通う児童・生徒に対する特別な教育はしていますか。	茅ヶ崎市では、支援教育の理念のもと、全ての児童・生徒が共に学び、共に育つことを目指したインクルーシブ教育を推進しております。 特別支援学級が設置されている学校では、通常の学級と特別支援学級のお互いの児童・生徒が、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重しあう大切さを学ぶ機会とするために、児童・生徒の状況に応じた交流及び共同学習を実施しております。 交流及び共同学習を効果的にしていくためには、どのようなねらいで、児童・生徒にどのような資質・能力を育成するのかを明確にしながら計画的に取り組むを進める必要があり、各学校では教職員同士で共通理解を図るだけでなく、必要に応じて、交流及び共同学習の意義等をお互いの児童・生徒に説明するなどして、取り組みの充実を図っております。 交流及び共同学習の時間だけでなく、学校教育全体において、通常の学級と特別支援学級の児童・生徒が同じ学校の一員として、ともに活動する時間を積極的に設けることを推進し、全ての児童・生徒、教職員の意識や行動の変容につなげていきたいと考えております。	学校教育指導課
3	1	10,13,17	取り組み 3 教育活動を支える 人的支援 地域コーディネーターの派遣 ふれあい補助員の配置	地域コーディネーター、ふれあい補助員が減少していますが、原因は何でしょうか。	地域コーディネーターについては、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで児童・生徒の健やかな心身の育成を図ることを目的に、学校支援活動の企画、学校とボランティアの間の調整等を行う役割として配置されてきました。学校との連携や地域との調整等を担う人材確保は大きな課題であることに加え、コロナ禍の影響等も重なり人数が減少しております。一方、本市では令和 3 年度から、学校運営協議会の設置が始まっており、今年度で全校設置となることから、今後、学校と家庭・地域が一体となって「地域とともにある学校づくり」を進める中で、協議会委員がその役割を担うことが期待されております。 小・中学校における特別な支援を必要とする児童・生徒の学習支援及び生活支援を行うため、ふれあい補助員を派遣しております。ふれあい補助員は、学級担当と個別支援担当の 2 種類があり、個別支援担当のふれあい補助員については、下肢等の障がいにより、自力歩行が困難な児童・生徒や身体障がい等や疾病に係るその他の心身の機能の障がいにより、身辺処理の介助を必要とする児童・生徒個人を対象に、移動や生活、学習等の介助、また、校外行事等の身辺介助、安全確保など、学校生活全般にわたって支援を行っております。各学校の児童・生徒の状況を丁寧に把握しながら、必要性が生じた場合に派遣しているため、該当の児童・生徒数により、配置数が増減することになります。今年度は、該当の児童・生徒数が減少したことが、個別支援担当のふれあい補助員配置人数減少の要因となっております。	学校教育指導課

No.	政策	頁	点検・評価報告書内 対象部分	意見	回答	関係課
4	1	14	教育ICT環境の整備と活用	「校務用パソコンの配備」「教育用パソコンなどICT機器の配備」が100%以上となっていますが、どうのことですか。	「校務用パソコンの配備」については、校長、教諭、養護教諭、栄養士、事務職員といった教職員定数に対するパソコンの必要数が充足されていることから、配備率が100%以上となっているものであります。 また、「教育用パソコンなどICT機器の配備」については、GIGAスクールに伴い整備をおこなったタブレット端末（iPad）について、各学校の必要数を配備できていることから、こちらについても配備率が100%以上となっているものであります。 なお、配備率が100%を超えた部分のパソコンについては、フルタイムではない非常勤の教員が使用したり、週の勤務時間が少ない教員が共有して、使用している状況であります。	教育総務課
5	1	17	取り組み3 特別な支援を必要とする児童・生徒の適切な就学環境を整備 ○取り組みの効果	No.3に関連して、児童・生徒一人一人へきめ細かな支援・指導をするためにも、ふれあい補助員は必要だと思いますが、減少していて対応はできているのでしょうか。	No.3で説明したとおり、小・中学校における特別な支援を必要とする児童・生徒の学習支援及び生活支援を行うため、ふれあい補助員を派遣しております。ふれあい補助員は、学級担当と個別支援担当の2種類があり、学級担当の配置については、各学校の規模や学校の実情に応じた配置を行っております。個別支援担当のふれあい補助員については、該当する児童・生徒の状況により派遣しております。 今年度ふれあい補助員全体の派遣人数は、昨年度より増加しております。今後も各学校に対して、任用に関するアンケートを行うなど、実情の把握に努めながら、適正な配置を行ってまいります。	学校教育指導課
6	1	18,19	取り組み4 いじめ・不登校等に対する教員の対応力の向上と児童・生徒の心理面の支援 いじめ・不登校など学校の実態等の把握 ○取り組み内容（実績） ○取り組み内容（実績）続き	いじめ・不登校などの認知件数が増加していることに對して、「認知感度の高まり」という評価だけで良いのでしょうか。認知件数自体を減少させる対策も必要ではないでしょうか。	茅ヶ崎市ではいじめの根絶を目指し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に積極的に取り組んでおります。また、各学校においては、日常的教育活動を通して、児童・生徒の人を思いやる豊かな人間性の育成と、信頼に基づく望ましい人間関係の構築を図るとともに、児童・生徒の声に耳を傾けながら、どのような小さないじめも逃さずに把握し、早期に解決・改善するよう適切な対応に努めております。 ご指摘のとおり、認知度の高まりという評価だけでなく、いじめ自体を減少させる未然防止の取り組みが重要であると考えております。いじめの未然防止や深刻化の防止には、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、周囲の児童・生徒の言動が大きく影響します。この児童・生徒が、信頼できる大人に相談する、いじめを受けている児童・生徒に寄り添い相談にのる、いじめは絶対に許されないと発信する等、自分にできることを考え行動することが、いじめの大きな抑制力となります。 そこで学校では、発達の段階に応じて、いじめの問題を自分のこととして捉え、主体的に考え、話し合い、行動できるよう指導していくことが、いじめがあった時に友だちにも相談できるようになることが期待できます。 また、いじめ防止等に向けた児童・生徒の主体的な取り組みの共有・促進を目的に、各小・中学校の代表が参加する茅ヶ崎市いじめ防止サミットを、毎年実施しております。 特別の教科 道徳や児童・生徒会活動等を通じて、規範意識を育てるとともに、豊かな人間関係づくりの視点から、集団づくりに取り組むことでいじめの未然防止を推進してまいります。	学校教育指導課
7	2	26	取り組み1 教職員の人事・福利厚生に関わる事務の実施 県費負担教職員の人事に関わる事務 市費教員の任用	小学校の学級数は増加しているのに、県費負担教職員が減少している、それに加えて市費教員も減少しています。これで、大丈夫でしょうか。	令和5年度と6年度との比較において、小学校の学級数は増加しており、通常は増加した学級数において担任教員は増えるものの、教職員数が減少している要因は主に3つあります。1つ目は、法令に基づいた規定分や加配分に関する定数の要件として、全校ではなく学校ごとの学級数や児童生徒数により定数が決定されるため定数が減となったこと、2つ目は、新採用職員の数によって定数が決定される拠点校指導教員が、定年延長に伴う新採用職員の減により定数が減となったこと、3つ目は、5年度は配偶者同行休業等による定数措置があったものの、6年度は休業等の減により定数措置が減となったことが主な要因となります。なお、市費教員については、5年度と6年度で変更はありませんが、今後も学校のニーズに合わせて、最適な学校に配置してまいります。また、教職員の働き方改革を加速化させ、教職員の更なる負担軽減を図ってまいります。	学務課

No.	政策	頁	点検・評価報告書内 対象部分	意見	回答	関係課
8	3	42	取り組み1 社会教育事業の 推進と社会教育関係職員の資 質向上	現在、公民館に社会教育主事が配置されているのは1館だけと 聞いていますが、本当でしょうか。 本来、全ての公民館に配置されるべきではないでしょうか。	令和7年4月1日時点で、社会教育主事の発令を受けている職員は社会教育課に2名、公民館に1名となっています。 社会教育法の第九条の二では「都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。」とされており、 公民館への配置については義務ではありません。しかしながら、社会教育の専門職員である社会教育主事を公民館へ配 置することは大変重要であると認識しており、引き続き検討が必要な事項であると考えています。	社会教育課
9	3	51	○取り組みの効果	タウンニュース紙の活用は効果的であると、個人的にも思って います。市のHPでお知らせしても、市民からアクセスがなけれ ば、情報は広まりません。市の広報紙は月1回ですが、タウン ニュース紙は、毎週配られます。ざっと目を通すことで、興味 のある記事を見つけやすく、ネット環境の有無に左右されない 情報提供も必要だと思います。	新聞やタウンニュース紙といった地域情報紙に市の取り組みが掲載されることは一定の効果があることを認識していま す。そのため、定期的に記者会見や記者発表などでメディア向けに事業の情報提供を行い、記事掲載となるよう努めて おります。（市から記事掲載を依頼する場合は、相応の広告費を支払う必要があります） 市の広報媒体として、広報紙やホームページ以外にもLINE（友だち数約56,000人）やX（フォロワー数約25,000人）な どのSNSや広報掲示板、茅ヶ崎エフエムなどがあり、これらを積極的に活用しながら、市民の皆さまへ事業周知を 図ってまいります。	教育総務課
10	3	52	取り組み1 青少年の居場所 の創出 小学校ふれあいプラザの運営	小学校ふれあいプラザは、地域の運営委員会に委託してい るが、その中身は地域のボランティアの協力で成立しています。 持続可能な組織にするためには、地域の協力だけでは難しいの ではないでしょうか。	本市では、平成14年度より小学校ふれあいプラザを実施しており、令和7年度は17の小学校区で実施しておりま す。 プラザは、市から地域の運営委員会へ委託する形式で実施しておりますが、地域の方々の青少年への指導・育成へのご 協力により、成り立っている実情がございます。 これはプラザ開始から20年ほど同じかたちをとっており、将来に向けて持続的にプラザを運営していくためには課題 であると認識していますが、短期間での解決は難しく、プラザ運営協議会の場などを捉え、地域ごとの実情を踏まえな がら、地域の皆さまと一緒に、丁寧な対策の検討が必要と考えています。	青少年課
11	5	78	1. 自己評価 ○各施策の取り組みと効果を 総括 ○課題と今後の方向性	学校給食費の公会計化は良い取り組みだとも思います。	（意見のため回答なし）	学務課
12	6	88	取り組み1 教育施設の長寿 命化及び大規模な改修 トイレの改修	小中学校の設備において特にトイレの改修（バリアフリー、洋 式）は災害時の対応も含め急務だと思います。	小中学校の校舎棟トイレの洋式化やバリアフリートイレの設置につきましては計画的に順次行っており、令和6年度末 時点で約74%の洋式化や新たなバリアフリートイレを設置を実施しており、今後も引き続き改修・設置を実施してい ります。また、体育館のトイレにつきましても、洋式化やバリアフリートイレの設置を令和6年度に中学校3校を実施 しました。ほかの小・中学校につきましては、令和7年度より4か年かけて改修工事を行い、洋式化やバリアフリー トイレの設置を実施していく予定としております。 なお、災害時に有効である、小・中学校へのマンホールトイレの設置につきましては、設置事例等を参考にし設置に向 け研究してまいります。	教育施設課